

令和8年度

地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信業務仕様書

1 業務名

令和8年度 地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信業務

2 目的

- 本事業は、滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）を対象とした滋賀県の地域振興策「北の近江振興プロジェクト」の一環として取り組むものである。
- 地元住民が地域の魅力を再発見し、その魅力の発信にかかる活動に主体的に取り組むことを通じてシビックプライド（地域への誇りと愛着）を醸成する。
- 若者や女性の生活者としての新たな視点やアイデアを生かし、観光資源を含む地域の魅力を効果的に活用した企画を実践することによって、地域ブランドの向上と交流促進を図る。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務概要

- 地元の学生および女性を対象として、フィールドワークやワークショップを通じた地域の魅力の掘り起こしを行うとともに、その魅力の活用のためのアイデアを創出してもらい、地域協働によって実践するところまでを一連のプロセスとして企画運営、伴走支援を行う。
- 加えて、本取組の成果を地域主体での持続可能な取組につなげることを目的として、市や事業者など地域関係者との協議の場を開催し、必要となる調整を行う。

5 業務の内容

(1) 対象者

- 対象者は、学生と女性を対象とする。
- 学生コースと女性コースに分けてそれぞれ実施すること。ただし、効果的と認められる場合は、一部の行程や広報について両コース合同で実施することも可能とする。
- 各コースの対象および人数は以下のとおり。
- 学生コース
県北部地域に在住または通学する高校生または大学生 10名程度
- 女性コース
県北部地域に在住または通勤する女性（若手社会人、子育て世代等） 10名程度
- アイデア創出、企画の実践にあたっては各コースを2～3チームに分けて実施すること。
(例：学生コースが5名×2チーム、女性コースが5名×2チームの計4チーム)

(2) 参加者募集

- 学生コース、女性コースの2系統で募集すること。
- 公募による選定を行うことを基本とするが、より意欲的な参加者を確保するため、地域の学校や関連団体との連携や、受託者のネットワークを活用した募集活動も可能とし、選定方法については県と協議により決定すること。

(3) オリエンテーション

- 参加者に事業趣旨を理解してもらうとともに、機運を醸成することを目的としたオリエンテーションを企画し、各コース1回開催すること。
- メンバー間のチームビルディングを図るとともに今後連携していく相手方となる地域関係者や伴走支援を行う者との関係性構築につながるよう工夫すること。

(4) フィールドワーク

- 地域資源の魅力を再発見してもらうための現地視察や地域関係者との交流・関係性構築を目的としたフィールドワークを企画し、各コース1回以上開催すること。
- この後に展開するアイデア創出および企画実践につながるよう、参加者の属性や意向、地域の特性をふまえて、訪問先や内容を工夫すること。

(5) アイデア創出ワークショップ

- 参加者が主体となり、地域の魅力発信のためのアイデアを創出するためのワークショップを企画し、各コース2回以上開催すること。
- 参加者アイデア創出・企画立案を行うにあたって、必要となる伴走支援を行うこと。
- 創出されたアイデア企画について、地域との協働による実践につなげるため、地域関係者を招いた発表機会を設けること。

(6) 企画の実践

- ワorkshopにおいて創出されたアイデア企画を実践すること。
- アイデア企画は、チームごとに1企画以上を実施すること。
(例：各コースを2チームに分けた場合、2コース×2チームで計4企画を実施)
- 推進にあたっては、参加者が主体的に関わりながら地域関係者との協働によって実践することを基本として、そのために必要となる調整、伴走支援を行うこと。
- 企画の実践に要する直接経費（備品・材料費、会場使用料、イベント保険料等）については、1チームあたり20万円（税別）程度を目安として、必要な金額を算定して提案すること。なお、当該経費は委託料の中に含めて計上するものとする。

(7) 広報・情報発信

- 参加者募集やアイデア企画の実践にあたって、周知・集客のために必要となる広報・情報発信を行うこと。
- 企画内容に応じて、効果的と思われる媒体での発信となるように工夫すること。
- 加えて、本事業の実施や成果を広く周知するために、ワークショップなど各段階において、メディアでの露出を目指してプレスリリース等の情報発信に努めること。
- 広報媒体やSNS等への掲載を目的として、ワークショップやイベントの様子を撮影する場合は、参加者の肖像権の取扱いに十分留意すること。特に、写真や動画を外部へ発信する際は、事前に参加者（未成年の場合は保護者を含む）から肖像使用に関する書面による同意を得るなど、必要な手続きを行うこと。

(8) 事業成果の発展的継続に向けた協議の場の開催

- 本事業の成果について、地域主体での継続的・発展的な取組につなげ、活かしていくことを目的として、市や観光協会、事業者等の地域関係者との協議の場を設けることとし、これにかかる必要な調整を県と協力しながら行うこと。
- ここでいう本事業の成果とは、アイデア創出されたイベント等の企画そのもの、あるいは、本事業を通じた若者や女性が地域活動に参画する機運の高まりを指すものとする。

(9) その他

- 本事業によるシビックプライドの醸成度合いについて図るための指標および測定方法（例：参加者の意識変容アンケート等）についても提案に含めること。

6 実績報告等

受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容をまとめた報告書および成果物を次のとおり県に提出することとする。

(1) 提出物および数量等

- 報告書は、紙媒体（正副2部）および電子データを提出すること。
- 本業務において作成した広報物（チラシ、ポスター等）や制作物がある場合は、その電子データ一式も併せて提出すること。
- 紙媒体による提出が難しく、電子データのみ提出を希望するものにおいては、協議の上、提出形態を決定し納品すること。

(2) 電子データの形式

- データ形式は原則 Microsoft Office 形式とする。
- ただし、デザイン性を伴う成果物（広報物等）については、次年度以降の県（または地域主体）による軽微な修正や二次利用を可能とするため、PDF 形式に加え、編集可能な形式（Illustrator 等のネイティブデータ）で納品すること。
- 詳細については業務着手時の打合せにより決定する。

(3) 提出先

滋賀県総合企画部特定プロジェクト推進室 北の近江振興事務所
(〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2)

7 著作権等

(1) 成果物にかかる著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）（以下、「法」という。）第 21 条から第 28 条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作人格権を行使しないものとする。

- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。
なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

8 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は連絡調整者を1名以上配置し、県と月1回以上の打合せを行い、連携を密にすること。連絡調整者は、次項のプロジェクトマネージャーと兼任することも可とする。ただし、兼任する場合を含め、担当者の不在等により業務に支障をきたすことのないよう、副担当者を配置するなど適切なバックアップ体制を構築すること。
- (3) 業務の遂行にあたり、プロジェクトマネージャーを1名配置すること。プロジェクトマネージャーの役割は、全体の進捗管理、人員管理、予算管理、品質管理、リスク管理とする。
- (4) 業務全般にわたり、実施した内容については適宜記録に残し、実績としてとりまとめること。また、県から委託料精算書の提出を求めた場合に提出できる根拠資料も保管しておくこと。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却すること。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCC に設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。

- (7) 委託業務の遂行にあたっては、安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の事態に備え、企画内容に応じた傷害保険等に加入するなど必要な措置を講じること。
- (8) オリエンテーション、フィールドワーク、ワークショップ等への参加にかかる交通費は原則として参加者の自己負担とする。ただし、集合場所の設定等において参加者の利便性に十分配慮すること。なお、必要に応じて受託者の裁量および経費負担により、送迎手段を手配することを妨げるものではない。
- (9) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (10) 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項、仕様について生じた疑義、または提案内容の変更等については、県と受託者の双方で協議すること。
- (12) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

10 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかに所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。